

様式第1号

会議録

会議の名称	平成23年度第1回 所沢市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成23年7月15日(金) 午前10時00分～午前11時20分
開催場所	市庁舎低層棟3階 第4委員会室
出席者の氏名	本田 弘(会長) 岩佐宏一 岩淵 淑子 木棚照一 近藤卓夫 鈴木四季 段 貞行 千草 孝雄 山路洋子
欠席者の氏名	牛島光恵
説明者の職・氏名	
議題	(1) 諮問第52号: 個人情報外部提供の制限の適用除外(類型)4の見直しについて (2) その他(報告) 平成22年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況報告 平成22年度個人情報取扱事務届出書等についての報告
会議資料	会議次第 【議題1】 資料1-1 機構図 資料1-2 個人情報保護制度の見直しについて(諮問第52号) 資料1-3 個人情報保護制度について 資料1-4 現在の類型4の適用状況 資料1-5 法令等抜粋 資料1-6 個人情報の外部提供の根拠について(他市の条例状況) 【議題2】 資料1-7 平成22年度市政情報センター実施状況 (公文書公開制度・会議の公開・個人情報保護制度) 資料1-8 個人情報取扱事務届出書等の届出状況 閲覧用資料(以下の資料は、配架してありません) ・個人情報取扱事務届出書(H22.4.1-H23.3.31届出分) ・目的外利用等届出書(H22.4.1-H23.3.31届出分)
担当部課名	市民相談課長 須田 春男 市民相談課主幹 伴野 清美 市民相談課副主幹 高橋 国弘(市政情報センター所長事務取扱) 市民相談課市政情報センター主事 藤原 隆弘 市民経済部市民相談課市政情報センター 電話04(2998)9206

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
高橋所長	ただ今より、平成 23 年度第 1 回所沢市情報公開・個人情報保護審議会を始めさせていただきます。
須田課長	～ 次長挨拶の代読～
本田会長	～ 開会の挨拶～
須田課長	～ 欠席委員の報告～ ～ 会議成立の報告（委員 10 名中 9 名出席）～ ～ 事務局職員の紹介～
本田会長	～ 会議は公開、会議録は要点筆記で行うことになった～
高橋所長	～ 傍聴者の確認 0 名（審議途中で 2 名入室した）～ ～ 資料一覧に基づき、配布資料の確認を行った～
<p>議題（1） 諮問第 52 号：個人情報外部提供の制限の適用除外（類型）4 の見直しについて</p>	
本田会長	それでは、審議を開始いたします。実施機関の職員は説明をお願いします。
高橋所長	<p>～ 諮問書（資料 1 - 2）を読み上げる。～ 続きまして資料 1 - 3 をご覧ください。 今回は、市が保有する個人情報を外部に提供する際の提供先に関わる諮問です。 個人情報保護条例上の原則として、「目的外利用及び外部提供の制限の原則」がございます。この原則の例外として、「審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき」目的外利用と外部提供が認められます。今回の諮問は、資料 1 - 3 右下の、「行政機関が法令の基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合」の文言、「行政機関」の範囲を現在より拡張して運用していきたいことから、本審議会に意見を求めたものとなります。</p>
藤原主事	<p>続きまして、資料 1 - 4 をご覧ください。今回諮問のきっかけとなった、国保年金課の個人情報の外部提供に係る状況の図解になります。</p> <p>下の表の部分、左側が、これまでの例となります。これまでは、国民年金に係る業務提携に関しては、行政機関であった社会保険事務所宛てに個人情報を提供しておりましたが、社会保険庁が日本年金機構へと変更し、行政機関ではなくなってしまったため、現在の行政機関への個人情報の外部提供の類型が使用できなくなってしまいました。</p> <p>次の資料 1 - 5 は、今回の諮問が行政機関の範囲に関する話になることから、行政機関はどこまでの範囲を指すのか、の一例として「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の定義規定を抜粋しました。</p> <p>こちらに記載のとおり、行政機関はいわゆる省庁、委員会、文教施設等になります。具</p>

	<p>体的には、各省に加え、消費者庁や国税庁、公正取引委員会等が挙げられます。</p> <p>次に基本法である「個人情報の保護に関する法律」を抜粋したものになります。こちらは、各別の法律により、個人情報の保護に関する措置がとられているため、個人情報保護法上の事業者から除外されている団体となります。今回諮問の対象とした独立行政法人等も、個人情報の保護に関する個別法により保護が図られております。</p> <p>次のページは、独立行政法人等の具体例となります。諮問対象のイメージとして掲載しました。資料 1 - 5 最後は、当市の現在の外部提供に関する条例と解釈となります。</p> <p>続きまして、資料 1 - 6 に移ります。こちらは、埼玉県における人口 20 万人以上の市、及び隣接する 3 市の外部提供の根拠規定について比較したものになります。若干薄く塗りつぶしてある箇所が、条例上独立行政法人等に対して外部提供できる旨の規定を組み込んだ自治体となります。</p> <p>他の項目についてですが、左の列、国・地方と書かれた列が、国や他の地方自治体に対して個人情報を提供できる項目を条例上規定してあるかどうかの項目です。右列は、本市には無い、外部提供の根拠の項目を記載してあります。</p> <p>なお、条例上規定が無くとも、本市のように具体的な事案に関しては、審議会に諮り、個別に対処していることもありますので、こちらの表は条例上確認できた根拠規定となります。</p> <p>最後に、本市と同じように、審議会に諮り、公的機関に提供できる旨の類型を定めた市がありましたので、例として練馬区と我孫子市を掲載しました。</p>
<p>本田会長</p>	<p>従来行っていた、類型 4 による個人情報の提供の対象の幅を、広げるということによろしいか。</p>
<p>高橋所長</p>	<p>はい。</p> <p>現在対象となっている行政機関は、国家行政組織法や、地方自治法に基づき規定する都道府県等の組織条例等、いわゆる、市や県庁、出先機関となっています。</p> <p>今日、公務の範囲にあった公共サービスの担い手が、行政の範囲にとどまらず、個別法によって設立された独立行政法人等が担うケースが全国的に増加しております。</p> <p>そうした中で、一事例としてあげさせていただいたのが、旧社会保険庁が解体され、日本年金機構が発足した事例となります。</p> <p>旧社会保険庁からの年金の納入の記録の照会等が年金部署にあったとき、今まででしたら、法令の規定に基づいて行政機関が照会をかけておりますので、類型 4 に基づいて回答できるかの検討を行っておりました。しかしながら、日本年金機構は、国家行政組織法等における行政機関ではないため、現在の類型では回答することができなくなりました。年金業務等を円滑に行うため、法令の規定に基づいた照会に関しては回答をしていきたいというのが、諮問の趣旨となります。</p> <p>今回の諮問は、類型の拡大の案件になりますので、委員の皆様には拡大の範囲が適切であるかどうかをご審議いただきたいと思っております。</p>

千草委員	今回は年金の問題が出てきていますが、諮問の趣旨からすると、それ以外の独立行政法人等から意見を求められていると考えてよろしいでしょうか。それとも、今回の案件だけについて審議すればよろしいのでしょうか。
藤原主事	はい、資料 1 - 5 の独立行政法人の一覧をご覧ください。この資料中の統計センターから、農政課が照会を受けていることの相談を受けたことがございます。
高橋所長	このような照会を受けていることから、今回の諮問の対象は、日本年金機構に限らず、資料 1 - 2 にありますように、独立行政法人等も審議の対象として検討をお願いします。
千草委員	それでは、何らかの意見を求められていると考えてよろしいか。
高橋所長	はい、お願いいたします。
千草委員	政権交代等で政治等が混乱している最中ではありますが、基本的にはそれ以前からの流れ、官から民への流れは続いていると考えられるため、そのような趣旨からすると、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない等の条件を満たすのであれば、差し支えない範囲で情報を提供していくのはひとつの考え方であると思います。
鈴木委員	資料 1 - 4 を見ますと、日本年金機構となつてしばらく経ちますが、その間の照会等はどうかしているのでしょうか。
藤原主事	個人情報の取り扱いについて、今年の 4 月に全庁的に照会をかけて確認を行いました。議題 2 の資料にも付してありますが、日本年金機構に係る案件はこの見直しの際に確認を取りました。
高橋所長	実際にこの期間に提供してあるかどうかの確認は行っておりません。
千草委員	これまでは、行政機関であったため、実務的には情報を提供していたわけですね。
高橋所長	はい、行政機関であれば回答しておりました。
千草委員	日本年金機構に対しても、これまでは行政機関に該当していたため、回答をしてきている。それが、制度変更によって行政機関に該当しなくなり、回答できなくなったため、これまでの実務をこれまでも認めて欲しいというのが諮問の趣旨ですね。
高橋所長	はい。
木棚委員	審議会は必要があると認めたとときにあたるかどうかを個別に判断していくわけですね。
高橋所長	資料 1 - 3 右下をご覧ください。こちらが外部提供の類型になります。このような、定例的なもの、弁護士の照会や、裁判所からの求め等について 1 件 1 件外部から照会があるたびに審議会に諮問しなくても、但し書きを満たす範囲で提供してもかまわないというのが、過去の審議会で諮った類型となります。但し書きの全文は資料 1 - 5 の最後になります。読み上げますと、「ただし、当該行政機関が法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る」とありまして、平成 14 年に当審議会に諮り、答申をいただいたものになります。

藤原主事	<p>そして、類型で判断できない事項が生じた場合は、木棚委員のおっしゃるとおり、個別に審議会に諮問することになります。</p>
木棚委員	<p>年金機構などは、元々が行政機関であって、それが制度変更に伴い変更したのであって、従来どおり問題は無いと思われます。</p> <p>問題となるのは、独立行政法人等あるいは、地方独立行政法人の中に、従来行政機関と考えられなかった機関が存在しているのかどうか、という点だと思われます。</p>
高橋所長	<p>資料1 - 5をご覧ください。2ページ目となりますが、こちらに「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第2条の定義規定を抜粋してあります。</p> <p>この法律を抜粋しましたのは、国の機関の基本法で罰則等を定めている「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と比べて、個人情報の保護に関しての基本的なルール、罰則等が同じく課せられているためです。量刑等の内容も法律の確認を行っております。そのため、独立行政法人等においても、個人情報を保護する上で必要な措置が規定されているものと考えます。</p> <p>事務局といたしましても、例外的取扱いを不明瞭に増やすことは原則に反していると考えますので、国と同様の規制を行っている独立行政法人等を拡大の範囲とする諮問としております。</p>
岩佐委員	<p>独立行政法人は、法律があるため問題はないということでしょうか。</p>
高橋所長	<p>はい。</p>
岩佐委員	<p>個別の法人の中で個人情報を管理することと、別の企業等とのやり取りとでは、違う問題が出てくるのではないかと思います。具体的には、開示請求があつて情報を渡した場合、そのデータをいつまで管理するのか、不要になった場合どのように削除するのか、取り決めがないとデータの行方が不明になってしまうなどの問題が生じると考えられます。</p> <p>実際の問題としては、データを提供する方法をどのようにとるのかといった課題も生じますね。こうした取り決めをしっかりとっていないと、管理責任があいまいになるおそれがあると思ひます。</p>
藤原主事	<p>これらの情報の提供の仕方ですとか、提供後の情報のあり方等は、類型の但し書きのその他の事情のところ個別に判断をしております。</p>
高橋所長	<p>本人の権利利益の侵害のおそれが確認できない場合は、原則どおり外部提供はしないこととなります。</p>
岩佐委員	<p>独立行政法人が設けられた経緯からすると、作業を円滑に行えるようにするのが基本的な精神かとは思ひますし、必要であればそのようにすべきと思ひます。</p> <p>しかし、そのときに何の歯止めも無い状態では困りますので、それをきちんと作らせるのかという意図で質問しております。</p> <p>資料1 - 6の県や狭山、川越は既に独立行政法人に情報を提供しているようですが、どのように確認を行っているのですか。</p>
高橋所長	<p>確認しましたところ、埼玉県は外部提供について個人情報の審議会に諮るといふような</p>

	<p>仕組みになっておらず、条例上独立行政法人等への外部提供が記載されています。</p> <p>狭山市においてはそもそも個人情報保護審議会を設けておらず、条例上規定されております。川越市においても県と同様、審議会はあるものの、外部提供に関して諮る仕組みとはなっておりません。条例案という形で独立行政法人への提供を検討しております。</p> <p>どちらの仕組みが良いのかはそれぞれの市によるとと思いますが、審議会に諮って決めるというのと、市長が条例を作って行うという2通りのやり方があります。</p>
千草委員	<p>外部提供の制限の適用除外事項類型の4番目に、「行政機関が法令に基づき実施する事務～」と記載されていますが、この法令には条例を含むのでしょうか。所沢市の条例だけなのか、他市町村の条例も法令に含まれるのかどうか、いかがでしょうか。</p>
高橋所長	<p>はい、含んでおります。個人情報保護条例の手引を読み上げますと、条例第5条第2項に、「これらの個人情報についても法令若しくは条例（以下「法令等」という。）」と記載があります。外部提供の条例は第7条になりますので、同様に条例を含んでおります。</p>
千草委員	<p>それでは、所沢市の条例が含まれるのですか。</p>
高橋所長	<p>他市町村の条例も法令等に含まれるとしています。</p>
本田会長	<p>～所用により委員1名退席する～</p> <p>地方公共団体の行政サービスへの取り組みの考え方は、独立行政法人も含めた展開になっていくのでしょうか。</p>
高橋所長	<p>独立行政法人など、行政機関以外の非公務員による公務の遂行、公務を担っていくという流れは全国的に強くなっているのではないかと思います。</p> <p>それに合わせて対応の検討をしていきたいことから、今までご審議いただいているところです。</p>
本田会長	<p>いくつか意見がでていますが、今回の諮問に対して反対の方はいますか。</p>
木棚委員	<p>具体的にどういう事例があるのかが、わからない部分があります。一般的な傾向は説明いただいたとおりで理解できるし、必要であることはわかります。</p> <p>しかし、怪しい事例が出てくるかがわからない。行政機関にとどめていたところを、「等」として広げることにに関して、罰則等の措置がとられていることはわかりますが、情報の管理等を含めてどうなのか、疑義が生じた場合には審議会に個別に諮って欲しいと思います。</p> <p>従来行政機関が行っていた業務が独立行政法人に移管されたのであれば、やむをえない部分もありますので、類型を利用した提供も可能ではあると思いますが、「等」の範囲がそれ以上の含んでいることも考えられますので、疑義が生じたら提供しないという方針のほかに、審議会で議論して基準を決め、提供の有無を諮るのはいかがでしょうか。</p> <p>従来の規定の解釈で疑義が生じる場合があります。今出ている事例は問題は無いと思われませんが、そうではない事例の場合は、審議会の場で審議したらよいのではないのでしょうか。</p>
岩佐委員	<p>法令等の規定などの言葉で縛りがかけられるのであれば構わないのですが。</p>

高橋所長	<p>資料1 - 2の次のページの表の部分があります。こちらの表に、情報の提供の相手方が独立行政法人等であった場合、従来の行政機関宛での判断のほかに、判断の方法を付け加える、若しくは判断ができない場合には審議会に諮る旨を付け加える等、木棚委員のおっしゃられている従来と同様の部分と、そうではない部分を分けて考える。</p> <p>または、疑義を生じた場合には審議会に諮るなどの文言を備考の4に付け加える等を提案します。</p>
木棚委員	<p>そのほうが良いのではないかと思います。審議会という組織があるのですから、疑義が生じるか生じないかわからない状態で、解釈上問題が出てくる場合であれば、審議会に諮っていただくということをお願いしたい。</p>
千草委員	<p>年金機構のほうはあまり問題がないと思われます。</p> <p>もう一つの独立行政法人等の問題が抽象的で、何を想定するかによって結論が変わってくるのではないかと思います。</p> <p>学校を通じて児童に関する情報が怪しげな組織に流出するようなケースと、今回の大震災のように危機的な状況で自治体が機能しない状態での提供といったケースもあるので、提案を具体化していただければ議論しやすいのではないかと思います。</p>
近藤委員	<p>善意に情報を要求してくる場合だけを想定はできないので、チェックするような機能、疑問が生じた場合は外部の意見を聴くような仕組みにしないと、悪用されてしまう可能性がある。</p> <p>ふるいをかけるようなシステムにしないといけないと思うので、備考の欄に先ほどの意見のようなものを付け加えるのは安全弁として有効ではないかと思います。</p>
千草委員	<p>行政機関からの情報の漏えいとか、IT技術の進展により、目立った過失がなくても流出してしまう。そうすると、提供の幅を広げるとその分、流出のリスクが高まってしまうと考えるのが通常であると思う。</p>
近藤委員	<p>そうですね、「等」とするとその範囲が広がりすぎることもありますよね。</p>
千草委員	<p>基本的には今回の諮問の事例としてあげていただいた、年金機構等の例ではスムーズにことが動くようにしたいと考えますが、リスクの拡大も当然意識しておく必要はあるでしょう。</p>
近藤委員	<p>今、非常にIT技術等が進化していますから、よほど安全弁を設けておかないと、悪用のチェックができなくなります。行政機関に類するものはオープンにしておかないとシステムが動かないですが、逆の場合、悪用された場合、若しくは悪用されないような文言にしておく必要があるでしょう。</p>
高橋所長	<p>正確な文言に関しましては、口頭で提案させていただきましたが、その表現を活字にした場合に適切に運用できるかという問題もありますので、答申の内容を会長に決裁いただき、市長に答申するという形でよろしいでしょうか。</p>
本田会長	<p>時間が許すのでしたら、次回の審議会に継続して諮るのがよろしいのではないのでしょうか。</p>

千草委員	<p>年金機構に関する内容は、今日決めなくてはならないでしょう。委員の皆さんも問題はないでしょう。</p> <p>もう一つの独立行政法人等の案件に関しては、もう少し検討する必要があるのではないのでしょうか。</p>
高橋所長	<p>行政機関以外の独立行政法人等からの照会というのは、現在のところ、日本年金機構、統計関係の2件の相談しか受けておらず、他の事例の検討を行うことができない状況です。</p> <p>木棚委員、岩佐委員から提案をいただきましたが、今お諮りしている種類の運用について判断ができない場合は当審議会に諮るという内容を、備考4として入れさせていただくということで、本日の会議の方向とさせていただければと考えております。</p>
本田会長	<p>わかりました。日程としてはいつまでにまとまりますか。</p> <p>重要な案件ですし、7月中に再度検討できればと思いますが。</p>
千草委員	<p>案件がないと審議ができないのですか。</p>
高橋所長	<p>備考4については、「確認ができない場合は～」という抽象的な言葉が入ることになります。</p> <p>こちらについて再度ご審議いただいくとしても、他の事例が把握できておりませんので、再び会議を開いても備考4の文言の話だけになってしまうと思われます。</p>
本田会長	<p>～所用により委員1名退席する～</p> <p>皆さん事務局の提案でよろしいですか。</p> <p>いつごろまでに案がまとまるのでしょうか。</p>
高橋所長	<p>これまでも、会議録や答申について、文書あるいはメールにて内容の確認をしていただいておりますので、同じように案を作成しましたら、送付させていただければと思います。</p> <p>時期に関しては、会長のおっしゃられるとおり早いほうが今日の審議が生きるため、7月中には送付させていただきます。</p>
岩佐委員	<p>「確認できない場合」という言葉が抽象的なので、確認とは実際にはどう行うのか、ある程度見えないとわからない。欄外でもかまいませんので、イメージのできるような文言を入れていただければと思います。</p>
高橋所長	<p>確認の手段に関してですね。</p>
岩佐委員	<p>厳密に文言にするのは難しいと思いますが、検討をお願いします。</p>
千草委員	<p>独立行政法人等に関して、本人の権利利益の侵害のおそれなどは、どこが確認を行うのですか。独立行政法人自体が確認を行うのでしょうか、それとも行政が行うのでしょうか。</p>
高橋所長	<p>提供する側の所沢市の部局が相手方の独立行政法人等の個人情報保護の管理体制を調べるということになります。</p> <p>通常は、個人情報に関わるルールがきちんとできているのか、ルールに基づいた報告、公表がなされているのか、不祥事が過去に発生していなかったのかどうかを確認しています。</p>

岩佐委員	所沢市として確認し、確認できない場合は審議会に諮るということですね。
高橋所長	はい。委員の皆様からも意見をいただいておりますので、確認できない場合は、審議会に諮る旨の文言を備考の欄等に入れさせていただきます。
本田会長	それでは皆さんよろしいでしょうか。 実施機関は、慎重に確認ができるようにお願いします。
議題(2) その他(報告)	
本田会長	続きまして、議題2その他(報告)をお願いします。
藤原主事	<p>はい、本日の報告事項は2件あります。</p> <p>1点目、平成22年度1年間の情報公開・個人情報保護両制度の実施状況の報告をさせていただきます。</p> <p>両制度の実施状況は、両条例において公表が義務付けられており、毎年1回、広報ところざわ、ホームページ等の媒体を用いて7月ごろの公表しております。</p> <p>資料1-7をご覧ください。情報公開制度、会議公開制度、個人情報保護制度の順に記載されております。</p> <p>まず、情報公開制度の実施状況ですが、請求件数が272件、21年度が293件受け付けておりました。文書数にすると990文書、21年度は2029文書該当しましたので、大幅に減少しております。</p> <p>この理由は、不動産の評価替えに伴い、不動産鑑定評価書の請求が760文書や、住基ネット関係の書類が282文書と、集中した請求があったためです。</p> <p>次に会議の公開制度は、対象会議が482件と21年度と同数であり、傍聴者数165名、21年度174名と21年度とほぼ同様の傾向となっております。非公開の会議が393件と大半をしめておりますが、このうちの370件近くが、介護認定や介護給付に関する会議でして、個人情報を理由として非公開とされております。</p> <p>最後に個人情報保護制度の実施状況ですが、請求件数は55件と21年度の40件を上回っております。文書数もこれに合わせて、168文書と21年度の146文書に比べ上昇しております。うち、74文書が「住民票の写し等交付申請書」となっておりますので、本人通知制度の開始に伴い、本人通知制度登録の帰りに請求していく方が多かったためと思われます。</p> <p>なお、本人通知制度は平成22年6月1日より開始しておりますが、23年5月30日までの1年間に、登録件数が121件、登録に基づいた通知は1件も無かった旨を市民課に確認しております。</p> <p>続きまして、資料1-8個人情報取扱事務届出書等の報告をさせていただきます。</p> <p>個人情報を取り扱う旨の届出書は、開始変更等あわせて119件届出がありました。うち、31件が商工労政課により届出書の全体的な見直しに伴う変更等でした。個人情報を</p>

	<p>目的以外に取扱い際に届出する目的外利用等届出書は、開始変更等あわせて55件でした。それぞれ一覧表を資料として用意しておりますが、個々の届出書は閲覧用に1部用意してあります。</p> <p>報告は以上となります。</p>
本田会長	<p>ただいまの報告に関して、何かございますか。</p> <p>報告事項は終了いたしました。その他何かありますか。</p>
須田課長	<p>その他については特にございません。</p> <p>慎重にご審議いただきありがとうございました。</p>
本田会長	<p>それでは、本日の審議を終了いたします。</p> <p>～閉会の挨拶～</p>